

令和 6 年第 4 回水戸市議会定例会

請願陳情文書表

水戸市議会

請願文書表

受理番号	受理年月日	件名	要旨	紹介議員	付託委員会
第3号	6.11.22	市立小学校の給食費完全無償化を求める請願	<p>《請願趣旨》</p> <p>学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達に資するとともに、食に関する知識を養う上で重要な役割を果たすものであり、それぞれの自治体の事情により地域差が生じることは望ましくない。近年、子育て世帯負担軽減策として、学校給食費の無償化に取り組む自治体が増えており、県内においても約3分の1の自治体が、小中学校給食費の無償化を実施している状況である。本施策については、本来、国の責任において実施されるべきものであると認識しているものの、本市では、第7次総合計画の重点プロジェクトの一つである「みとっこ未来プロジェクト」において、予育て世帯の負担軽減を掲げており、他市に後れを取ることは避けなければならない。</p> <p>以上のことから、下記事項について請願する。</p> <p>《請願事項》</p> <p>1 市立小学校の給食費完全無償化を早期に実現すること。</p>	池田 悠紀 中庭由美子 土田記代美 田中 真己 渡辺 欽也 細谷 智宏 打越美和子 マーサー川又 森 智世子 滑川 友理 萩谷 慎一 田尻由紀子 森 正慶 佐藤 昭雄 鬼澤 真寿 須田 浩和 鈴木 宣子 黒木 勇 綿引 健 袴塚 孝雄 松本 勝久	文教福祉

## 陳情文書表

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
第5号	6.11.25	水戸市における男女平等参画社会の実現に向けたさらなる安心・充実した活動ができるための環境の整備についての陳情書	<p>《陳情趣旨》</p> <p>私たちは日頃より本市の男女平等参画社会を発展させるため、男女平等参画課や市内の活動団体と連携をして、推進事業や活動をしている。本市は平成8年全国8番目に男女共同参画都市宣言を行い、平成13年3月27日には議員提案により「水戸市男女平等参画基本条例」が制定された。同年8月には水戸市男女文化センター（びよんど）を開設し、9月開催の「日本女性会議2001みと」には全国から3,326人の男女の参加があり、9月28日の最終日に条例が施行となった。男女平等の冠のついた条例制定は全国の話題となり、男女共同参画の先進都市として県内外からの議員視察も多く、全国の市町村の条例制定実現に波及したことを聞き及んでいる。拠点施設の設置は議会でも取り上げられ、私たちも県内外の女性センターを視察し設置を要望し実現をした。さきの条例第11条には、市は男女平等参画の推進に向けた諸施策を実施し男女平等参画の取組を支援するため総合的な拠点施設を整備するものとすると明記されている。平成22年には男女平等参画センター条例も整備され、単独館の水戸市男女平等参画センターが現市駐車場内のプレハブ施設に移転した。しかし東日本大震災により耐震性の問題でしばらく閉鎖となり、平成27年に耐震強化したみと文化交流プラザと命名した当初の施設に五軒市民センター、男女平等参画課、男女平等参画センターの拠点施設が入り現在に至っている。総合的な拠点施設として4,5階のフロアは事務室、図書室、ミーティングルーム、研修室、授乳室、6階は大会議室があり、目的に合わせて土、日、祝日、夜間も使用ができ、毎年9月の男女平等参画推進月間事業には、自主企画の映画祭開催や講座、群馬・栃木・茨城の北関東男女共同参画会議等が開催され、多くの市民が参加し学び、活動の輪が広がった。このたび、突然に令和7年度にみと文化交流プラザの建物が取り壊され男女平等参画課が本庁に移転となり、センター条例も廃止されて男女平等参画センターが市民協働会議室に入るとの説明を受けた。男女平等参画課が本庁に移転されることは問題解決のための迅速な対処が講じられよい決定と認識している。しかし男女平等参画センターが市民協働会議室となると、現図書室や授乳室の廃止をはじめ、部屋の狭い性などから今後の活動が脆弱化、男女平等の推進が後退することが懸念される。社会的にも市においても伝統的な固定的役割分業意識は解消されたとはいはず、本市が令和6年10月に発表した第4次の水戸市男女平等参画推進基本計画に係る市民アンケートにおいても性別役割分業意識の規範に反対する人は、賛成する人の2~3倍多い結果との明記がある。</p>	総務環境

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
			<p>いまだジェンダー平等の主流化とはいえず女性の社会進出に伴うワークライフバランスの支援、家事、子育て、介護等、課題は山積していることから、水戸市においての行政と市民の協働での男女平等参画推進のために総合的な活動拠点となる充実した男女平等参画センターの環境整備を求める。</p> <p>《陳情事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次世代につなげる男女平等参画社会のさらなる推進のため「水戸市男女平等参画基本条例第11条」に基づく拠点施設の機能強化と組織運営の充実のため、現行の男女平等参画センター条例を改正し存続を図ること。</li> <li>2 広い活動スペースの確保を図ること。</li> <li>3 図書など資料の閲覧を可能にすること。</li> <li>4 広く市民に宣揚するため男女平等参画センターの看板を設置すること。</li> </ol>	